

令和 2 年 1 1 月 1 8 日

公益財団法人香川県スポーツ協会  
会 長 佐 野 年 計 様

香川県教育委員会事務局  
保 健 体 育 課 長  
( 公 印 省 略 )

#### 感染防止対策の徹底について

本県では、現在、「準感染警戒期」として、県民の皆様、事業者の皆様、に、感染拡大防止対策の協力依頼をしているところでありますが、このところ、全国的に都市部を中心に新規感染者が急増しており、本県においても連続して感染が確認されております。こうした状況は、感染者の拡大が都市部だけの問題ではなく、本県においても感染予防を徹底しなければ、感染の急増につながりかねないものと認識しなければなりません。

これから年末年始に向けて、外出や飲食の機会も増えてくるものと想定されますが、改めて、県民の皆様、に新型コロナウイルスの感染防止のために気を付けていただきたいことについて、「新型コロナウイルスうつらない、うつさない 気を付けていただきたいこと」としてとりまとめました (別紙 1)。また、年末年始の帰省や旅行などでの人の移動に伴い、感染が拡大することのないよう、11月5日の全国知事会議において、47都道府県知事による年末年始に向けてのメッセージ (別紙 2) が発出されております。

つきましては、貴職におかれまして、別紙 1 及び別紙 2 の内容をご勘案いただき、貴社 (団体) の職員の皆様及び関係先に、感染リスクが高まるとされる「5つの場面」に注意するなど、感染防止対策の一層の徹底について周知をいただくとともに、職員の皆様の年末年始の休暇の分散取得についても、ご協力をお願い申し上げます。

また、このたび、国において、12月以降のイベント開催制限の考え方が示され、本県においても、国の方針に沿って、催物 (イベント等) の開催制限の段階的緩和の当面の方針の見直しを行い、「準感染警戒期における対策 (9月12日以降) について」を改正しましたので (別紙 3)、ご留意いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

# 新型コロナウイルス うつらない、うつさない 気をつけていたいただきたいこと

## 飛沫をとばさない

会食時にも、食するときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

## マスクの着用を！

## 大声で会話しない！

## 接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

## 手洗い・消毒を

## ごまめに！

## マスク飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気中を漂います。

## 適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。

ご協力をお願いします。

## 「年末年始」新型コロナにご注意を！ ～ 全国知事会からのメッセージ ～

今年も残すところ2か月を切りました。年末年始の帰省や旅行をご検討されている方も多いかと思えます。

人の移動に伴い、新型コロナウイルス感染症が拡大することのないよう、帰省や旅行の際には下記の点に十分留意していただくようお願いします。

- ・ 年末年始の時期は、人の移動が集中し「密」になりがちのため、帰省や旅行を分散していただくようご協力をお願いします。各企業におかれても、従業員の皆さんの休暇の分散取得にご協力をお願いします。
- ・ 注意力の低下や気の緩みなどにより、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう。
  - ① 飲酒を伴う懇親会等
  - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
  - ③ マスクなしでの会話
  - ④ 狭い空間での共同生活
  - ⑤ 仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり
- ・ 会食の際には、「飲酒は少人数・短時間で」、「席の配置は斜め向かいに」、「ガイドラインを遵守したお店で」など、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしましょう。
- ・ 「体調の悪い方」は、帰省や旅行を控えましょう。また、帰省先や旅行先で体調が変化した場合は会食や外出・観光は控え、感染拡大防止のためにその地域の保健医療当局に協力して下さい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は誰もがどこでも感染する可能性があります。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、感染者のみならず、医療従事者はじめ国民の健康や暮らしを支えている方々及びその家族などに対し、思いやり、支えあいの気持ちを持ちましょう。そして、都道府県外からの帰省者・旅行者をあたたかく迎えましょう。

令和2年11月5日

全国知事会

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

### 【場面 1】 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が帯在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

### 【場面 2】 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。

- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

### 【場面 3】 スクなしでの会話

- ・スクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・スクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の中でも注意が必要。

### 【場面 4】 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

### 【場面 5】 居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

## 感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

### ＜利用者＞

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
  - ②なるべく普段一緒にいる人と、
  - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回わず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。 (正面や真横はなるべく避ける)  
(食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。)
- ・会話する時はなるべくマスク着用。(フェイスシールド・スウズシールド※1はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※2。)
  - ※1 フェイスシールドはもともマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、スウズシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
  - ※2 新型コロナウイルス感染症防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

### ＜お店＞

- ・お店はガイドライン★の遵守を。  
(例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。)
- ・利用者以上に上記の留意事項の遵守や、  
接触確認アプリ (COCCOA) のダウンロードを働きかける。  
【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】
  - ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
  - ・集まりは、少人数・短時間にして。
  - ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
  - ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客 (100名超) からの感染者は出なかった。

# 感染リスクが高まる「5つの場面」

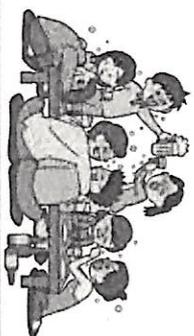
## 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



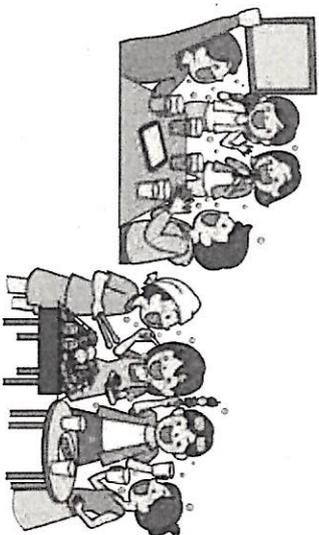
## 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



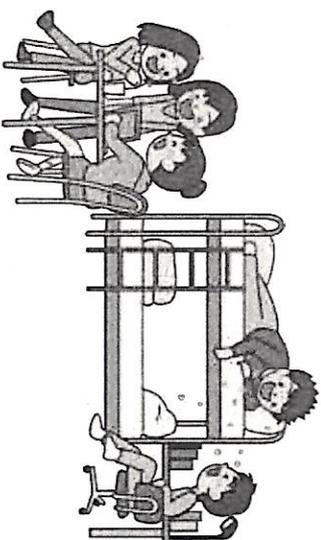
## 場面③ スヌクなしでの会話

- スヌクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- スヌクなしでの感染例としては、唇カトラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



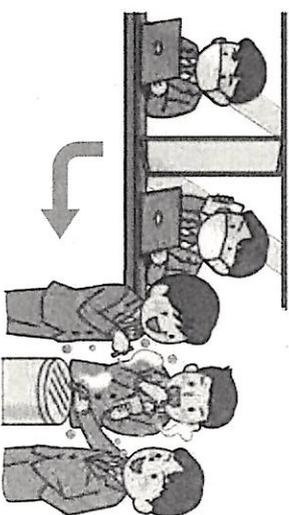
## 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



## 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



## 準感染警戒期における対策（9月12日以降）について

令和2年 9月 9日

令和2年 9月15日改正

令和2年11月17日改正

## 1. 県民への協力依頼等

## (1) 外出について

- 感染拡大地域※への不要不急の移動については慎重に検討するよう協力依頼。当該地域に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力依頼  
※新規感染者数が5人以上/人口10万人/週を目安
  - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力依頼
  - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力依頼  
別添1（省略）：業種別ガイドライン
  - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力依頼
  - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力依頼  
別添2（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

## (2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力依頼  
別添3（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」  
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）  
別添4（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」  
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 国の推奨を踏まえ、新しい生活様式や各種ガイドラインに沿って行われるものを除き、大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力依頼
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力依頼

## 2. 事業者への協力依頼等

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力依頼  
別添1（再掲）：業種別ガイドライン  
別添5（省略）：今後における適切な感染防止対策
- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力依頼  
別添2（再掲）：かがわコロナお知らせシステム  
別添6（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力依頼。特に、この期間は集中的に協力依頼
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力依頼
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力依頼
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力依頼

### 3. 催物（イベント等）の開催

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力依頼  
協力依頼に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添7：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添8：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

### 4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で、開館

### 5. 観光振興

- 観光振興については、四国及び中国地方からの誘客に取り組むこととし、今後の状況を踏まえつつ、対象地域等を適宜見直す。

### 6. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

令和2年9月15日  
令和2年11月17日改正

催物開催の目安 下記の①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

（当年来年2月末まで、以下、下線部は12月1日から適用）

- ① 人数上限の目安  
適切な感染防止対策に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件（「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」別添8）が担保されている場合

5, 000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

（つまり収容定員が1万人以下の会場は5, 000人、1万人超の会場は収容定員の50%が上限となる）

開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は、中止も含めて慎重に検討すること

- ② 収容率の目安

	参加者が大声での歓声、声援等を発し、または歌唱すること等がない催物（※1）	参加者が大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱すること等が想定されるもの催物
参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保（※2）ができる催物	収容定員までの参加人数	原則として収容定員の50%までの参加人数 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない（参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる）。
参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物	収容定員が設定されている場合 収容定員が設定されていない場合	収容定員までの参加人数 密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること
	収容定員の50%までの参加人数	十分な人と人との間隔（1m）を空けること

※1） これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。

※2） マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別添8）の徹底が行われること。また、演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

催物の類型ごとの整理

イベントの性質	いずれも適切な感染防止対策を講じ、入退場や区域内の適切な行動確保ができるもの			全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの
座席等	参加者の位置が固定されているもの	参加者が自由に移動できるもの	参加者が自由に移動できるもの	
参加者の大声での歓声・声援の想定  イベントの例 (詳細は次頁を参考に されたい)	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの
イベントの例 (詳細は次頁を参考に されたい)	・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踏、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典等 ・飲食を伴うが、 <u>発声がないもの</u> (※1)	・ロック・ポップコンサート等 ・スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント等	展示会等	地域の祭り・行事等
収容定員 1 万人以下	5,000 人以内	5,000 人以内かつ 収容定員の 50% 以内 (※2)	5,000 人以内	5,000 人以内かつ 収容定員の 50% 以内
収容定員 1 万人超	収容定員の 50% 以内	収容定員の 50% 以内	収容定員の 50% 以内	収容定員の 50% 以内
収容定員が設定されていない場合	—	—	密が発生しない程度 の間隔 (最低限人と人 が接触しない程度の 間隔) を空けること	十分な人と人との間 隔 (1m) を空けるこ と
その他 (誘客施設等への適用)	映画館等	遊園地 (絶叫系アトラ クション) 等	美術館、博物館、動植 物園、水族館、遊園地 等	—
引き続き、中止を含めて慎重に検討すること (開催する場合には、入退場や区域内において、十分な人と人との間隔 (1m) を設けるなど適切な行動を確保することとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に検討すること) (※3)				

※1) 飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策

具体的な条件 (感染防止策)	
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場時に着用を確認し、必要に応じてマスクの配布、販売を実施すること</li> <li>・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること</li> <li>・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること</li> <li>・着用状況を踏まえ、必要に応じて一層の周知を図る</li> </ul>
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止</li> <li>・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底</li> </ul>
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30 m<sup>3</sup>/時人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）</li> </ul>
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・接触確認アプリ (COCOA) やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底</li> </ul>
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</li> <li>・長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること。</li> </ul>

※2) 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとして、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない（参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる）。

※3) 「十分な人と人との間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策

具体的な条件 (感染防止策)	
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）</li> <li>・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保</li> </ul>
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信</li> <li>・誘導人員の配置</li> <li>・時差・分散措置を講じた入退場</li> </ul>
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> <li>・過度な飲酒の自粛</li> </ul>
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの</li> </ul>
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・接触確認アプリ (COCOA) やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底</li> <li>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</li> </ul>

(参考) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とする／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提とするものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
<p>音楽</p> <p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート</p>	<p>音楽</p> <p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p>
<p>演劇等</p> <p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p>	<p>スポーツイベント</p> <p>サッカー、野球、バスケットボール 等</p>
<p>舞踊</p> <p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p>	<p>公営競技</p> <p>競馬、競輪、競艇</p>
<p>伝統芸能</p> <p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p>	<p>公演</p> <p>キャラクターショー、親子会公演 等</p>
<p>芸能・演芸</p> <p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p>	<p>ライオンハウス・ナイトクラブ</p> <p>※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用</p>
<p>公演・式典</p> <p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p>	
<p>展示会</p> <p>各種展示会、商談会、各種ショー</p> <p>※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用</p>	

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

・食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提とする催物について、**別添7の※1**が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの」として取り扱うことができることとする。

## 催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

令和2年 7月10日  
令和2年 8月21日改正  
令和2年 9月15日改正  
令和2年11月17日改正

香川県新型コロナウイルス対策本部

催物（イベント等）の開催については、別紙「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」のほか、開催の検討にあたって、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

また、イベントへの参加者は、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者からの下記の点に係る協力依頼等について、御協力をお願いします。

## 記

- ・ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。あわせて、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促すこと。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。スポーツイベント等では、ラップ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底すること。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施すること。
- ・ 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者は出演・練習を控えること。

- ・イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進すること。
- ・イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じること。
- ・その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。
- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保すること。
- ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表すること。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるような大規模イベントの開催を予定する場合には、県（問い合わせ先は下表のとおり）に事前相談をすること。

イベント等種別	問い合わせ先	電話番号
コンサート等	香川県 文化芸術局 文化振興課	087-832-3784
展示会等	香川県 商工労働部 経営支援課	087-832-3339
プロスポーツ等	香川県 交流推進部 交流推進課	087-832-3055
その他	香川県 政策部 政策課	087-832-3126

# 事前相談シート

相談日 令和 年 月 日 ( )

イベント主催者 団体名  
代表者名  
住所  
連絡先  
担当者名

## 1 イベント内容

イベント名	
イベント概要	参加者の歓声・声援等の想定 (どちらかに○) 有 ・ 無
イベント実施施設 (どちらかに○) 屋内・屋外	施設名 <span style="float:right">収容定員 名</span>
	座席等 (どちらかに○) 参加者の位置が固定されている・参加者が自由に移動できる
	所在地
	連絡先
イベント実施日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 ~ 令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
参加人数見込	人程度
参加地域見込	(全国、関東圏、関西圏、中四国、四国、県内のみ等)

## 2 イベント開催にあたっての対応

留意事項	実施するものに○
○ 「催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」で示されている人数上限・収容人数の範囲である。	
○ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにする。	
○ 上記の際の払い戻し措置等を規定している。	
○ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ(COCoA)をインストールすることを促す。	
○ イベント参加者の連絡先等の把握を行う。	
○ LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促す。	
○ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。	
○ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。	
○ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密(密集、密接、密閉)の環境を作らないよう徹底する。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施する。	
○ 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者は出演・練習を控えること。	
○ イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進する。	
○ イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じる。	
○ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保すること。	
○ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表すること。	
○ その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。	

※ 開催チラシ等、参考になるものがあれば、あわせてお示してください。

(映画館等で、飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策)

留 意 事 項		実施するものに○
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること</li> <li>・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること</li> <li>・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること</li> <li>・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る</li> </ul>	
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止</li> <li>・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底</li> </ul>	
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m<sup>3</sup>時人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること</li> <li>（野外的場合は確認を要しない）</li> </ul>	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底</li> <li>※アプリの QR コードを入口に掲示すること等</li> </ul>	
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること。</li> </ul>	

(花火大会・野外フェスティバル等で、「十分な人と人との間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策)

留 意 事 項		実施するものに○
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）</li> <li>・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保</li> </ul>	
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信</li> <li>・誘導人員の配置</li> <li>・時差・分散措置を講じた入退場</li> </ul>	
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> <li>・過度な飲酒の自粛</li> </ul>	
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの</li> </ul>	
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底</li> <li>※アプリの QR コードを入口に掲示すること等</li> </ul>	